

2007 DISCLOSURE

【はじめに】

本書は、平成19年3月期（平成18年4月～平成19年3月）における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

- 「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- 「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- 「事業の内容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- 「財務の概要」 平成19年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- 「主要株主名」 所有株式数の多い株主10名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- 「役員の状況」 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
- 「従業員の状況」 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

- 「営業方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- 「当社及び業界を取巻く環境」 内外の経済状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- 「営業の経過及び成果」 当社の平成18年度における業績について記載しています。
- 「対処すべき課題」 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- 「受託業務管理規則」 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

「財務比率」

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額}^*}{\text{リスク額}^*} \times 100$$

* 「純資産額」は、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則(以下「施行規則」という。)第38条の規定により算出した額。

「リスク額」は、商品市場における自己取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額(市場リスク)と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額(取引先リスク)とがあり、商品取引所法第211条第1項に基づく施行規則第99条により算出した額。

「純資産額規制比率」は、純資産額の、商品市場における取引につき生ずる相場の変動等により発生し得る危険に対応する額として、施行規則で定めるところにより算出した額に対する割合であり、比率が高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額}^*}{\text{資本金額}} \times 100$$

* 「純資産額」は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは異なる。

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}^*} \times 100$$

* 「総資産額」は事業資金として使用できない、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を控除した額を用いて計算された自己資本比率です。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額}^*} \times 100$$

* 「純資産額」は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出した額。上記(a)の純資産額とは異なります。

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

商品取引員名 東陽レックス 株式会社
 代表者名 代表取締役社長 青木 暁
 所在地 東京都中央区新川1丁目17番24号
 電話番号 03 - 5542 - 8711(代)

会社の沿革

当社の前身であります第一農林株式会社は雑穀問屋として昭和24年4月資本金500,000円にて設立されました。

昭和27年9月東京穀物商品取引所設立と同時に仲買人となり昭和30年9月社名を株式会社石原商店とし、以来、当業者として受託業務に携わってまいりました。昭和46年1月仲買人の許可制への移行に伴い、東京穀物商品取引所取引員許可を受け社名も株式会社石原産商に変更しました。

昭和62年2月小川繁が代表取締役社長に就任を契機に社名を東陽レックス株式会社と変更、平成14年5月、小川社長は代表取締役会長に、代表取締役社長には青木暁が就任し、今日に至っております。

年 月	概 要
昭和24年 4月	資本金500,000円にて第一農林株式会社設立。 三井物産(株)の前身の第一物産(株)と油脂原料及び雑穀の取引を開始。
昭和27年 9月	東京穀物商品取引所設立と同時に仲買人となる。
昭和30年 9月	商号を株式会社石原商店に変更。
昭和46年 1月	東京穀物商品取引所取引員許可。
昭和46年 2月	商号を株式会社石原産商に変更。
昭和52年10月	東京繊維商品取引所会員加入。
昭和57年 2月	東京工業品取引所(金)会員加入。
昭和62年 2月	代表取締役社長に小川繁就任。
昭和62年 8月	商号を東陽レックス株式会社に変更。
昭和63年 4月	新宿支店開設。
昭和63年10月	前橋乾繭取引所会員加入。 東京砂糖取引所会員加入。
平成 元年 4月	渋谷支店開設。
平成 3年 8月	東京砂糖取引所取引員許可。
平成 3年 9月	東京工業品取引所(ゴム・綿糸)取引員許可。
平成 4年 3月	銀座支店開設。
平成 4年 7月	東京工業品取引所(パラジウム)会員加入。
平成 4年10月	東京工業品取引所(白金・銀)会員加入。
平成 8年 7月	東京工業品取引所(貴金属)取引員許可。
平成 8年12月	関門商品取引所(農産物)会員加入。
平成 9年 4月	関門商品取引所(農産物)取引員許可。 東京工業品取引所(アルミニウム)取引員許可。
平成10年10月	横浜商品取引所(乾繭)会員加入。
平成11年 6月	東京工業品取引所(石油)取引員許可。

年 月	概 要
平成12年 2月	本社、中央区新川へ移転。 銀座支店廃止。
平成12年 8月	中部商品取引所（石油）取引員許可。
平成14年 5月	新宿支店移転。 代表取締役社長 小川繁、代表取締役会長に就任。 代表取締役社長に青木暁就任。
平成14年 9月	福岡商品取引所（農産物）会員脱退。
平成15年 9月	渋谷支店廃止。
平成16年 5月	横浜商品取引所（乾繭）会員脱退。
平成17年 3月	東京工業品取引所（ゴム）取引員脱退。
平成17年 5月	東京穀物商品取引所（農産物・砂糖）清算資格取得。 東京工業品取引所（貴金属・石油・アルミニウム）清算資格取得。 中部商品取引所（石油）清算資格取得。
平成17年10月	中部商品取引所（鉄スクラップ）清算資格取得。
平成18年 3月	金融先物取引業登録完了。

会社の目的

1. 商品取引所法の適用を受ける商品取引所の商品市場における上場商品の売買及び売買取引の受託業務。
2. 商品取引所法の適用を受ける商品に係る売買の媒介、取次ぎもしくは代理及び輸出入並びに海外における投資。
3. 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資販売業、並びに商品投資顧問業
4. 海外商品市場における農産物・鉱物等の受委託先物取引業務及び輸出入業務
5. 金融先物取引法に定める金融先物取引等の売買及び受託等
6. 外貨及び外貨債権の売買、並びに売買取引の取次ぎ及び受託等の業務
7. 有価証券の保有及び運用
8. 不動産の売買及び賃貸借
9. 前各号に付帯する一切の事業

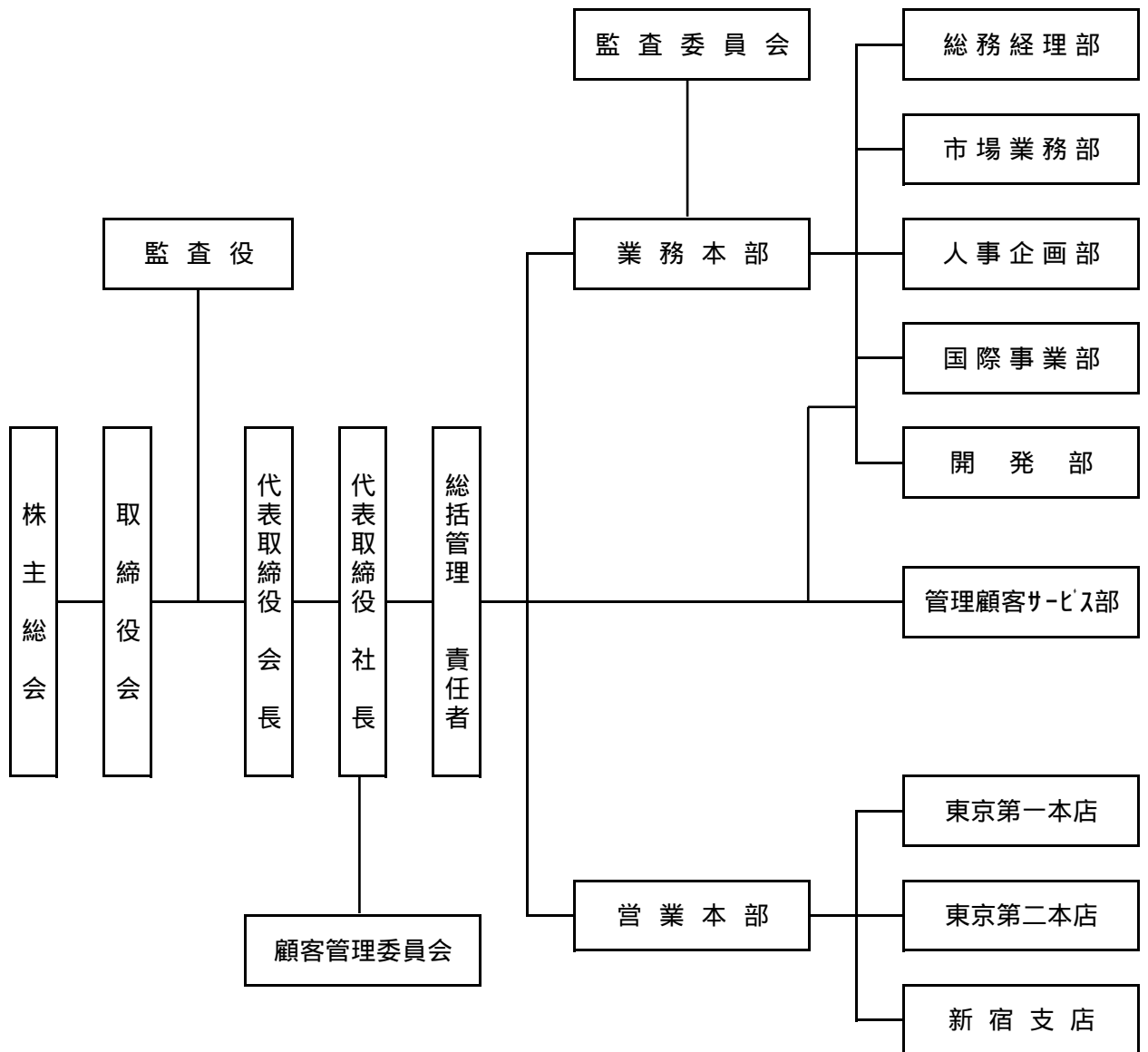
（注）上記のうち _____ 線部分の事業は、現在行っておりません。

事業の内容

(1) 経営組織

当社の経営組織は、次のとおりです。

【 東陽レックス株式会社 組織図 】



(2) 業務の内容

当社は、商品取引所法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の売買並びに先物取引（商品先物取引、現金決済取引、指数先物取引及びオプション取引。以下「商品市場における取引」という。）について、顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という。）及び自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己売買業務」という。）を主たる業務としております。

業務の主な内容は次のとおりです。

(a) 主たる業務

イ．商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第 190 条第 1 項に基づき、下記の商品市場における取引の受託業務を行うことのできる商品取引員として、農林水産大臣及び経済産業大臣より許可を受けております。

(許可番号：農林水産省指令「17 総合第 34 号」、経済産業省「平成 17. 4. 5 商第 3 号」)

取引所名 \ 市場名	農産物	砂糖	貴金属	石油	アルミ	鉄スクラップ	上場商品名
東京穀物商品取引所							IMO一般大豆、NON-GMO大豆 小豆、とうもろこし、大豆ミール、 アラビカコーヒー生豆、ロブスタ コーヒー生豆、大豆オプション トウモロコシオプション
							粗糖、精糖、粗糖オプション
東京工業品取引所							金、銀、白金、パラジウム
							原油、ガソリン、灯油、軽油
							アルミニウム
中部大阪商品取引所							灯油、ガソリン、軽油
							鉄スクラップ

ロ．商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

外国為替の売買及び売買の受託業務

個人・法人の一般投資家を対象にロールオーバー方式による直物為替、先物為替、通貨オプション等を取り扱っております。

営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本 社	東京都中央区新川1丁目17番24号	03-5542-8711
東京第一本店	東京都中央区新川1丁目17番24号	03-5542-8722
東京第二本店	東京都中央区新川1丁目17番24号	03-5542-8733
新宿支店	東京都新宿区新宿3丁目17番5号 カワセビル9階	03-3225-9111

財務の概要（平成 19 年 3 月決算期）

(a) 資本金	300,000千円
(b) 純資産額 *	5,648,074千円
(c) 総資産額	6,640,595千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	1,380,699千円 (1,168,199千円)
(e) 経常利益	68,817千円
(f) 当期純利益	27,961千円

* 商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく
施行規則第 38 条の規定により算出。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 6,000,000 株 (平成 19 年 3 月 31 日現在)

(注) 当社の株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧ 主要株主名 (上位 10 名)

氏 名	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
小川 繁	3,181(千株)	53.0%
役員持株会	1,441(千株)	24.0%
従業員持株会	795(千株)	13.3%
川上 司英	435(千株)	7.3%
石原 正隆	98(千株)	1.6%
石原 幸和	50(千株)	0.8%
計	6,000(千株)	100.0%

⑨ 役員 の 状 況

役名及び 職名	氏 名 (生年月日)	所 有 株式数
代表取締役 会 長	小川 繁 (昭和18年2月27日)	(千株) 3,181
代表取締役 社 長	青木 暁 (昭和25年2月23日)	691
常務 取締役	三橋 和廣 (昭和28年9月26日)	510
取締役 営業本部長	矢野 陽一 (昭和40年6月22日)	100
監査役	中村 重治 (昭和19年4月4日)	140
計	5名	4,622

⑩ 従 業 員 の 状 況

	総 数	男 女 別		営 業 ・ 非 営 業	
		男	女	営 業	非 営 業
従 業 員 数	121人	109人	12人	87人	34人
平均年齢	30.0才	30.5才	26.2才	27.2才	37.2才
平均勤続年数	6.0年	6.2年	2.5年	4.1年	9.5年
外務員数	82人	82人	0人	68人	14人

2. 営業の状況

営業の方針

当社は昭和 24 年、油脂原料及び雑穀の取引を目的に設立し「お客さま第一」をモットーとして歩んでまいりました。

昭和 62 年、創業来の理念であります「お客さま第一主義」を充実、発展させるために、社名を東陽レックスと変更いたしました。お客さまのご満足を永遠に向上（Long Excellence）させていくには、お客さまのニーズに迅速かつ的確にお応えすることはもちろん、そのニーズを先取りしたサービスを提供していくことが不可欠であるとの経営方針から、全役職員がお客さまの立場に立って考え行動することはもとより、健全な財務体質に裏打ちされた信用力があってこそ、お客さまに当社を信頼いただき、安心してご利用いただけるものと努めてまいりました。

経済・社会情勢など私共を取り巻く環境は激しく変わろうとしています。激動の時代であるからこそ、「お客さまにご満足いただくサービスの提供」が益々求められ、それを確実に提供していくことがお客さまや社会のご期待にお応えすることであると認識し、それを経営の基本として、それらを実践するためには「進取の精神と革新的な発想」が必須条件であるとの考えから、プロフェッショナル育成のための基礎・専門・実践的教育を層疊的に実施し、質の高い多角的な情報サービスを提供してまいり所存です。

当社及び当業界を取り巻く環境

今日、世界の商品先物マーケットにおいては為替や株式・債券等と並ぶ金融マーケットとして認知されており、一部には「商品の時代」とも言われている中で、国内の商品先物市場はこの波に乗り遅れた格好となり、更に 17 年 5 月の商品取引所法改正以来、商品取引員の営業規制強化も重なり、市場は逆流に晒されております。

追い討ちをかけるように本年には金融商品を横断的に規制する「金融商品取引法」（金商法）が証券取引法に替わり新たに施行される予定であります。同法は一般投資家の保護強化や損失補填等の禁止、広告規制や内部統制報告制度の導入などが大きな特徴として挙げられます。

このような環境の中、金商法の施行とともに商品取引所法も同様に改正（19 年 9 月予定）が進められており、17 年 5 月の改正と併せ業界の大編成も予想されます。

当社におきましては、この逆風を「改革のチャンス」と捉え、役職員一体となり今以上に会社の信頼性を高め、更には魅力的な業界となるよう日々の研鑽に努めて参ります。

営業の経過及び成果

(1) 受取手数料部門

先物業界が出来高減少で低迷する中、当社においては委託売買高が 781,869 枚（前期比 12.3%）と前年増となったが、委託手数料は 11 億 6,819 万円（前期比 26.8%）となりました。

(2) 売買損益部門

農産物市場で差損金計上となったが、売買高が少ないながらも貴金属および石油市場においてある程度の成果を上げることができ、合計で 21,250 万円の益となりました。

以上の結果、当期の営業収益は 13 億 8,069 万円（前期比 17.5%）となりました。営業費用が 13 億 1,257 万円となり、営業利益は 6,812 万円（前期比 72.7%）、経常利益は 6,881 万円（前期比 60.0%）、当期純利益は 2,796 万円（前期比 78.6%）となりました。当事業年度における受取手数料及び売買損益の内訳は、次の通りであります。

(a) 受取手数料

（単位：千円）

商品市場名	期別
	第60期 (自 平成18年4月1日) (至 平成19年3月31日)
商品先物取引	
農産物市場	7,061
貴金属市場	698,603
アルミニウム市場	0
砂糖市場	17
石油市場	462,517
小計	1,168,199
オプション取引	
農産物市場	0
砂糖市場	0
小計	0
合計	1,168,199

(注) 1. 消費税は含まれておりません。

2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益(自己)

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第60期 (自 平成18年4月1日) (至 平成19年3月31日)
商品先物取引	
農産物市場	17,360
貴金属市場	48,364
砂糖市場	52
石油市場	162,159
小計	193,215
商品先物評価損益	15,805
その他売買損益	3,479
合計	212,500

(注) 1. 消費税は含まれておりません。

2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位：枚数)

期 別 内 訳 商品市場名	第60期 (自 平成18年4月1日) (至 平成19年3月31日)		
	委託	自己	合計
商品先物取引			
農産物市場	2,202	1,965	4,167
貴金属市場	172,748	97,980	270,728
砂糖市場	5	7	12
石油市場	606,914	698,328	1,305,242
合計	781,869	798,280	1,580,149

対処すべき課題

前述のとおり、会社および業界の更なる信頼性の向上と経営の重要課題であります「コンプライアンス」強化の実行性を増すべく内部統制の整備・強化を図り、この厳しい経営環境を乗り切るため役員一丸となり、下記の重要項目3点を前年度に引き続き推進して参ります。

管理部門の充実と営業部門との連携の強化
収益構造の大胆な見直し等、経営資源の重点投資
高度なサービスの提供と顧客数の拡大

受託業務管理規則

(目的)

第1条 この規則は、委託者の保護育成及び自己責任の喚起を図ることを目的として、勧誘並びに受託業務の適正な運営及びその管理について必要な事項を定める。

(規則の制定及び改正)

第2条 本規則の制定及び改正は取締役会の決議を経て実施するものとする。

(取引本証拠金の額に係る措置)

第3条 取引本証拠金の額等は、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。

- 2 取引本証拠金の額等に係る社内責任者として取締役管理責任者を定め、その内容について社内に徹底するとともに、委託者に通知し、その記録を3年間保存する。

(商品先物取引不適格者の参入防止)

第4条 当社は次の各号に該当する者については、商品先物取引の委託の勧誘及び受託は行わないこととし、取引中に各号に該当することとなった場合、又はその事実が判明した場合には、新たな受託を中止し、速やかに当該委託者の取引を精算することとする。

また、担当外務員は、顧客の勧誘中において、その顧客が各号のいずれかに該当することを確認したときは、直ちに勧誘を中止するものとする。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、重度の身体障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
 - (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
 - (3) 破産者で復権を得ない者
 - (4) 商品先物取引を借り入れにより行おうとする者
- 2 次の各号に該当する者については、原則として商品先物取引の勧誘及び受託を行わないものとする。但し、次項に定める要件を満たす場合にあっては、この限りでない。
 - (1) 一定の収入を有しない者(第8条に定める「口座設定申込書」の年収の欄に500万円未満と記載した者)
 - (2) 社会経験の浅い若年者(30歳未満を目安とする)
 - (3) 一定の高齢者(年齢70歳以上を目安とする)
 - (4) 恩給・年金・退職金・社会保険給付金等により生計をたてている者(年金等の収入が収入全体の過半を占める場合)
 - (5) 公金出納取扱者、第三者資金の取扱者及びそれに準ずる者
 - 3 前項に該当する者であっても、委託者本人から、自らが原則として不適当と認められる勧誘の対象者であることを理解しており、下記の例外事項を自らが満たすことについて確認する旨を明記した申告書(本人自書のこと)の提出があり、かつ、当該要件を満たしていることを証明できる場合であって、社内審査の上、本規則第14条第2項に定める総括管理責任者が認めた場合はこの限りではない。
 - (1) 前項第1号、第2号及び第4号に該当する者が、口座開設を申し込む際には、本人が申告した投資可能額を裏付ける資産を有していること。

- (2) 前項3号に該当する者が、口座開設を申し込む際には、本人が申告した投資可能額が損失となっても生活に支障のない範囲であり、投資可能額を裏付ける資産を有しており、直近3年以内に延べ3ヶ月以上にわたり商品先物取引を行った経験があることなど商品先物取引を行うのにふさわしい十分な経験があると認められること及び説明を受けた商品先物取引の仕組み・リスク等を的確かつ十分に理解していること。
- (3) 公金出納取扱者、第三者資金の取扱者等の者が口座開設を申し込む際には、委託者本人が申告した投資可能額を裏付ける資産を有し、かつ、自己資金であることが確認できる裏付けを有していること。
- 4 委託者が取引中に新たに第2項各号に該当することとなり、取引継続を希望される場合には第3項の規程に準ずる取扱いをする。また、管理顧客サービス部は顧客カードにより委託者の状況を掌握し速やかな対応に努めるものとし、委託者の事情を察知したときは速やかな対処に努めることとする。
- 5 第1項及び第2項の各号に該当しない者であっても、管理責任者が諸要件を判断して商品先物取引を行うにふさわしくないと認定した者に対しては、委託の勧誘及び受託を行わないこととする。

(勧誘の際の告知)

- 第5条 当社は登録外務員による電話・訪問等により商品先物取引の委託の勧誘を行うにあたっては、勧誘の相手方に対して会社名・所属部署・外務員名及び勧誘の目的を明確に告知するとともに勧誘を受ける意思の有無を明示的に確認する。
- 2 外務員は告知及び勧誘を受ける意思確認を行った事を顧客カードに記録するものとする。

(勧誘行為及び説明義務)

第6条 商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、受託契約準則「商品先物取引 - 委託のガイド」等の関係書面を交付し、商品先物取引の仕組み(特に取引証拠金制度・損益計算方法等)、上場商品に関する知識及び情報収集の方法等の基本的知識について詳細に説明するとともに、以下の項目について説明し、顧客の理解が得られたことを確認するための「受領書」を受けるとする。

- (1) 商品先物取引は現物の取引と異なり、(商品の種類や相場の動向にもよるが)商品先物取引の担保として預託しなければならない商品取引所法で定める取引証拠金等の10~30倍程度の額の取引(レバレッジ性の高い商品)を行なうものであり、相場の変動(つまり大きな利益または損失)が生ずるハイリスク・ハイリターン取引であること。
 - (2) 商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあること。
- 2 前項の理解の確認の後、以下の項目について説明し、顧客の理解が得られたことを確認するための「確認書」を受けるとする。
- (1) 取引証拠金等に関する事項
 - (2) 委託手数料等に関する事項
 - (3) 禁止行為の概要及び当該行為が禁止されている趣旨

- (4) その他商品取引所法施行規則第104条に定める事項
- 3 前2項の説明について、「商品市場における取引に関する専門知識及び経験を有するもの」に該当しない顧客が「説明は不要」との意思表示をした場合は、契約を締結しないこととする。
- 4 当社は以下に掲げる勧誘行為を行わないものとする。但し、顧客による事前の具体的な指示又は承諾に基づく場合はその限りではない。
- (1) 迷惑であると考えられる時間帯(21時から翌朝9時までを目安とする)に電話又は訪問による勧誘を行うこと
 - (2) 顧客の意思に反して長時間に亘る勧誘を行うこと
 - (3) 顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせるような勧誘を行うこと
 - (4) 顧客が迷惑であると表明した時間・場所・方法で勧誘を行うこと
- 5 委託を行わない旨の意思(勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む)を表示した者に対しては、再勧誘を行わないこととし、その情報を速やかに管理担当責任者に報告し、管理担当責任者より各営業所に対し、勧誘禁止の周知徹底を図ることとする。

(顧客カードの整備)

- 第7条 当社は本店及び支店ごとに商品先物取引を開始しようとする顧客について、次に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。
- (1) 氏名・性別・生年月日・年齢・家族構成・住所
 - (2) 職業・会社名・職種・役職及び勤務先所在地
 - (3) 商品先物取引及び証券取引等の経験の有無
 - (4) 資産及び収入の状況
 - (5) 投資可能額
 - (6) その他の必要と認める事項
- 2 担当外務員は顧客カードに所要の事項を記載し管理担当者に報告、審査を受けるものとし、管理部門の責任者が確認の上、総括管理責任者の承認を受けるものとする。
- 3 顧客カードはすべてこれを本店(管理顧客サービス部)に備え付けることとし、写しを当該支店に備え付けることとする。
- 4 第1項の各項目に変更があればその都度更新するよう努めるものとする。但し第5号については、第12条に定める商品先物取引の経験のない委託者等に設けられた習熟期間内における変更を原則認めないものとする。

(口座設定申込書の徴収)

- 第8条 当社は委託者の取引に対する主体性を確認するため、次に掲げる事項を記入する「口座設定申込書」を委託者より徴収し、顧客の意向と実情に適合した受託に努めることとする。
- (1) 勧誘に先立って、担当外務員から当社の名称、外務員の氏名及び商品市場における取引の勧誘である旨を告知され、その勧誘を受ける意思表示を明示したことの確認
 - (2) 取引の勧誘に際し、時間帯・場所・方法等につき、顧客に対し迷惑を覚えさせるようなことがなかったことの確認
 - (3) 取引の勧誘に際し、担当外務員より不適切な勧誘行為がなかったことの確認
 - (4) 取引を始めるにあたり、顧客の主体性の確認

- (5) 株式・商品先物取引の経験の有無
 - (6) 資産状況(年収・金融資産・不動産・その他)
 - (7) 職業及び職務内容(勤務先名・業種・所属部署・役職等)
 - (8) 住所・氏名・生年月日・年齢・家族構成
 - (9) 投資可能額(取引本・追・臨時増・定時増証拠金等の実入金の累計額)
- 2 前項第9号の投資可能額は、損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差し入れ可能な資金総額であり、売買によって生じた損金額を投資可能額から控除した額までが建玉可能範囲となる旨を説明し、顧客の理解の上、申告してもらうこととする。
- 3 当社は投資可能額の変更について、取引開始当初に顧客が申告した投資可能額の範囲内において受託業務を行うものとし、当該投資可能額を超える取引証拠金等を必要とする取引は原則として勧誘しないものとする。但し、顧客が第1項第9号に定める投資可能額の変更を希望する場合にあっては、顧客が新たに申告した投資可能額が損失をしても生活に支障のない範囲で設定されており、新たな投資可能額の裏付けとなる資産を有していることが確認でき、総括管理責任者の承認を受けた場合に限りこれを認めるものとする。

(本人確認の書類の徴収)

第9条 当社は委託者からの受託に対して、不正取引及び不正資金の流入防止のため、「金融機関等による顧客等の本人確認に関する法律」(平成14年法律第32号)に則して、運転免許証、健康保険証、パスポート等の書類等により本人確認を行なうものとする。

(初回建玉注文依頼書の徴収)

第10条 当社は初回建玉時の委託者の取引意思を確認するため、当該委託者から自筆による下記の事項を記載した「初回建玉注文依頼書」を初回建玉前に徴収するものとする。

- (1) 注文の発注日時
- (2) 商品の種類(取引所・銘柄)
- (3) 委託者の氏名
- (4) 限月
- (5) 枚数
- (6) 売付又は買付の区別
- (7) 指値又は成行の区別
- (8) 建玉の執行予定日
- (9) 受注者名

(受託業務における禁止行為)

第11条 商品先物取引の委託の勧誘並びに受託にあたっては、商品取引所法、同法施行規則、受託契約準則及び日商協「自主規制規則」等に定める禁止行為をしてはならない。

(委託者の保護育成措置)

第12条 当社は商品先物市場に参入するにふさわしい健全な委託者層の拡大を図るため、新たに取引を開始する日から遡って直近の3年間に延べ3ヶ月間以上の商品先物取引の経験のない委託者については、3ヶ月間の習熟期間を設け、次に掲げる保護育成措置を講ずるも

のとする。

- (1) 委託者に対し、第6条に定める説明を行うことにより、商品先物取引についての十分な理解と認識を求めること。
 - (2) 取引にあたっては、特に取引追証拠金及び損失が発生した場合についての理解を求め、余裕資金を保持した取引を励行させるとともに、当該委託者の資金力、取引経験等からみて明らかに不相応と判断される取引については、これを抑制する等の措置を講ずること。
- 2 商品先物取引経験のない新たな委託者から取引の受託を行うにあたっては、委託者の保護とその育成を図るため、当該委託者の資質・資力等を考慮の上、相応の資金量の範囲において受託を行うよう、次のことを厳守するものとする。
- (1) 前項に定める「習熟期間」とは、最初の取引を行う日から最低3ヶ月を経過する日までとし、当該期間中の取引量は投資可能額の3分の1相当額(取引本証拠金)までとする。
 - (2) 当該委託者が上記取引量を超える取引を希望する場合には、その者が商品先物取引に習熟していることが客観的に確認できる場合であって、その者から商品先物取引の経験がない者を保護するために取引量を制限する措置が設けられていること及び上記の例外要件を理解しているとともに、当該要件を自らが満たすことについて確認する旨の自書による書面での申告がなされ、総括管理責任者が承認した場合に限り、当該取引を受託することができるものとする。
- 3 習熟期間において商品先物取引に関する基本的知識や理解度を判断するため1ヶ月以内に、次の各号の主旨に従ってアンケート調査を行うものとする。なお、上記アンケート調査は、管理顧客サービス部員が対面調査にて行うものとする。
- (1) 商品先物取引の損益発生仕組み及び損益計算方法の理解
 - (2) 取引証拠金の性格及び取引追証拠金の計算方法の理解
 - (3) 危険性について
 - (4) 取引に関する自己判断について
 - (5) 値幅制限についての理解
 - (6) アドバイスに関する満足度
 - (7) 送付書類の理解度

(社内審査の手続き等)

第13条 当社は受託に際し、管理顧客サービス部による審査を経るものとし、審査基準を次のとおり設ける。なお、総括責任者の承認を得た後でなければ、約諾書の差し入れ、証拠金の受け入れ及び取引の受注を行わないものとする。

- (1) 管理担当者による「審査」(書類審査)
担当外務員より提出のあった顧客カード、口座設定申込書及び本人確認書等の書類により取引意思を確認した後、管理責任者へ報告をするものとする。
- (2) 管理責任者による「確認」
管理担当者からの報告後、管理責任者は電話又は面談により本人確認をし、顧客カード及び口座設定申込書を参考に取引意思、取引の理解度及び資産状況、取引経験の有無等を調査し、総括責任者へ報告をするものとする。

(3) 総括管理責任者による受託の適否の判断

総括管理責任者は管理責任者からの申請書に基づき、顧客の適合性、顧客の属性及び顧客の申告した投資可能額が、その顧客に適したものであるかどうか等を審査するとともに、その判断の根拠を記録するものとする。

- 2 第4条第2項各号に該当する者から口座設定の申し込みがあり、取引開始希望がある旨の報告を受けた時は、本人からの第4条第3項に定める例外の要件を満たす場合であって、管理責任者が厳密な調査をした上で申請書を総括管理責任者へ提出し、承認(受託の適否)を受けなければ受託してはならない。
- 3 第12条第2項に定める取引開始後3ヶ月以内の委託者から一定の取引量を超過したい旨の申し出(自書)があった時は、同条の規定に則り、管理責任者は委託者に対し、厳密に調査した上で申請書を総括管理責任者へ提出し、総括管理責任者の承認を得なければ受託してはならない。
- 4 第7条第1項第5号に定める投資可能額の変更の申し出があった時は、管理責任者は第8条第3項に基づき、当該委託者の資産状況(新たな投資可能額の裏付けとなる資産を有している)、取引の理解度、習熟度等を厳密に調査し、総括管理責任者へ申請書にて報告し、承認を受けなければ受託してはならない。
- 5 管理責任者の調査(審査)による申請書は、顧客の解約後3ヶ年保存するものとする。

(管理顧客サービス部の設置)

第14条 当社は受託業務に係わる責任の所在の明確化を図るため、本店の管理顧客サービス部を主体として、本店及び支店ごとに管理顧客サービス部の管理職者を管理担当者として置くものとする。

- 2 受託業務に係わる総括管理及び次条に定める管理顧客サービス部の職務の統括調整を行うため、本店に総括管理責任者を置くものとする。
- 3 総括管理責任者及び管理部門の責任者は次の者とする。
 - (1) 総括管理責任者は取締役とする。
 - (2) 管理部門の責任者は管理顧客サービス部の部長又はそれに準ずるものとする。

(管理顧客サービス部の職務)

第15条 管理顧客サービス部の職務は次の通りとする。

- (1) 「顧客カード」の精査による顧客の選別並びに受託の適否の決定及び整備、保管
- (2) 委託者の資金力・取引経験等からみて不相応と判断される取引の抑制
- (3) 登録外務員等の委託者に対する連絡サービス状況の掌握及び営業部門に対する指導
- (4) 取引内容に異常な徴候が認められた場合の迅速適切な処置
- (5) 外務員に対する関係法令諸規則等の遵守に係わる指導及び遵守状況の監視並びに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置
- (6) 委託者からの苦情・紛争に対する適切な対応
- (7) 商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置(初回建玉後管理顧客サービス部が委託者訪問をし、補足説明をする)
- (8) 習熟者の取引に係わる取引状況の分析精査と記録作成及び保管
- (9) 定期社内監査

(10) 管理者日誌・業務日誌の点検

(11) その他委託者の保護育成に必要と認められる事項

(不正資金の流入の防止)

第16条 委託者からの入金累計額が一定額(委託者の従来取引を参考として)を超えることとなった場合、営業担当者は委託者に資金事情の説明を受け調査の上、本社管理部へ申請し、更に管理部門の責任者の電話又は訪問等による状況調査を行ない、調査内容を総括責任者へ報告の上承認を受けるものとする。

尚、調査結果において、自己の資金でないことが判明した場合は、追加資金の入金を断わるとともに既存の建玉を速やかに決済するように当該委託者の営業担当者に指示・指導を行う。

2 前項の調査に関しては、その記録を作成し、これを5年間保存するものとする。

(違反者に対する懲戒)

第17条 第11条に掲げる「受託業務における禁止行為」を行った者に対しては別に定める「受託管理指導規程」によりこれを懲戒する。

(日本商品先物取引協会への提出)

第18条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。本規則を変更したときも同様とする。

(受託業務管理規則の開示)

第19条 受託業務管理規則の小冊子を作成し本店・支店に配備の上、開示する。

附則

1. 本規則は平成11年10月1日より施行する。

附則

1. 本規則は平成12年4月1日より施行する。

附則

1. 本規則は平成13年9月1日より施行する。

附則

1. 本規則は平成15年4月1日より施行する。

附則

1. 本規則は平成15年6月6日より施行する。

附則

1. 本規則は平成16年7月6日より施行する。

附則

1. 本規則は平成16年9月15日より施行する。

附則

1. 本規則は平成17年5月1日より施行する。

附則

1. 本規則は平成17年9月1日より施行する。

【受託管理指導規程】

罰則規程

- a．商品先物取引の受託に際し、受託契約準則及び受託業務に係わる取引所指示事項に基づき、苦情が発生することの無いよう業務を完遂すること。
- b．委託者との間に事故が発生したときには、その責任者及び担当者は速やかにその内容を管理顧客サービス部に報告しなければならない。
- c．事故発生及び紛議、苦情発生の場合は、その内容を精査し、違反行為のあった者及び所属長につき、その状況に応じ、下記の処分を行なう。また、会社に損害を与えた場合は賠償させることができる。
 - 1．口頭注意（戒告）始末書の提出
 - 2．減給または降格
 - 3．出勤停止（最高1ヵ月以内）
 - 4．配置転換
 - 5．登録抹消尚、状況に応じ1～2週間研修を命ずることがある。
- d．本規程は平成8年10月1日より実施する。

【受託業務法令遵守規程】

（目的）

第1条 この規程は、受託業務管理規則第11条に基づき、商品取引所法並びに関連法令の遵守を徹底するため、責任者の所在と懲戒措置を定め、受託業務の適正な運営を確保することにより、委託者の保護を図ることを目的とする。

（法令遵守の義務）

第2条 東陽レックス株式会社の全役員及び従業員は、商品取引所法並びに関連法令を遵守するとともに、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行する義務を負う。

（責任の所在の範囲）

第3条 職務権限規程第3条、及び第7条第2項に則って、所属長（課長職）、部門長（部次長職）は、管理、監督する部署において、第2条に係る監督責任を有する。

（違反者に対する懲戒）

第4条 第2条に違反する業務上の行為があったと認められる時は、当該行為者並びに監督責任を有する者を、就業規則第49条に則って懲戒するものとする。

附則 この規程は平成16年6月21日から施行する。

附則 この規程は平成18年4月1日から施行する。

外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
87名	27名	30名	84名

委託者に関する事項

期首 委託者数	新規 委託者数	期末 委託者数
417名	428名	350名

苦情・紛争に関する事項

平成 18 年度中の受付件数及び処理結果

苦情 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	0	0	0	0	0
取引に係るもの	10	4	0	1	5
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合計	10	4	0	1	5

- (注) 1. 「苦情」とは受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等を表明したもの、又は日商協にその解決の申出のあったもの。
2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。

紛争 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	不調	
勧誘時に係るもの	0	0	0	0	0
取引に係るもの	1	1	0	0	0
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合計	1	1	0	0	0

- (注) 1. 「紛争」とは受託等業務に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当事者間の張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の申出をし、又は日商協にあっせん若しくは調停の申出をしたもの
2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取下げたもの、「不調」は仲介で解決できなかったもの。

訴訟に関する事項

(1) 平成 18 年度中の係争

当年度における訴訟(前年度より係争中を含む)は、委託者が当社の不法行為により、損害を被った等の理由により当社に対して提起したものが 5 件あり、現在係争中の訴訟は 1 件です。

訴訟件数	判決	和解	係争中
5	0	4	1

3. 経理の状況
貸借対照表

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,195,303	流動負債	855,038
現金預金*1	2,904,582	未払法人税等	16,611
商品取引責任準備預金*2	79,378	預り委託証拠金	699,814
委託者未収金*3	11,269	預り金	69,476
保管有価証券	45,578	賞与引当金	17,000
差入保証金	921,420	役員賞与引当金	20,000
預託金*1	670,500	その他流動負債	32,136
委託者先物取引差金*4	182,385	固定負債	55,955
金銭信託	300,000	退職給付引当金	55,955
繰延税金資産	9,529	引当金	81,526
その他流動資産	70,657	商品取引責任準備金	81,526
固定資産	1,445,292		
有形固定資産	38,477	負債合計	992,521
建物*5	31,372	(純資産の部)	
器具及び備品*5	3,819	株主資本	5,628,077
土地	3,285	資本金	300,000
無形固定資産	20,472	資本剰余金	3,199
のれん	16,423	資本準備金	3,199
ソフトウェア	2,076	利益剰余金	5,324,877
その他無形固定資産	1,973	利益準備金	75,000
投資その他の資産	1,386,342	その他利益剰余金	5,249,877
投資有価証券*1	436,524	任意積立金	5,200,000
出資金	211,740	繰越利益剰余金	49,877
長期貸付金	253,471	評価・換算差額等	19,997
長期差入保証金	436,513	その他有価証券評価差額金	19,997
長期前払費用	4,971		
繰延税金資産	42,222	純資産合計	5,648,074
その他の投資	900	負債・純資産合計	6,640,595
資産合計	6,640,595		

損益計算書

損益計算書

自 平成18年4月 1日

至 平成19年3月31日

(単位:千円)

科 目	金 額	
営業収益		1,380,699
受 取 委 託 手 数 料 *1	1,168,199	
売 買 損 益 *2	212,500	
営業費用		1,312,579
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,312,579	
営 業 利 益		68,120
営業外収益		22,268
受 取 利 息 及 び 割 引 料	10,857	
そ の 他	11,411	
営業外費用		21,571
支 払 利 息 及 び 割 引 料	750	
雑 損 失	20,821	
経 常 利 益		68,817
特別利益		20,490
商 品 取 引 責 任 準 備 金 戻 入	20,490	
特別損失		28,044
商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入	28,044	
税 引 前 当 期 純 利 益		61,261
法人税・住民税及び事業税	38,379	
法人税等調整額	5,078	
当 期 純 利 益		27,961

株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		利益剰余金
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金
前期末残高	300,000	3,199	3,199	75,000
当期変動額				
剰余金の配当(注)	-	-	-	-
役員賞与(注)	-	-	-	-
別途積立金の積立(注)	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	300,000	3,199	3,199	75,000

	株主資本			
	利益剰余金			株主資本合計
	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
	別途積立金	繰越利益剰余金		
前期末残高	5,100,000	189,416	5,364,416	5,667,615
当期変動額				
剰余金の配当(注)	-	37,500	37,500	37,500
役員賞与(注)	-	30,000	30,000	30,000
別途積立金の積立(注)	100,000	100,000	-	-
当期純利益	-	27,961	27,961	27,961
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-
当期変動額合計	100,000	139,538	-	-
当期末残高	5,200,000	49,877	5,324,877	5,628,077

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
前期末残高	15,390	15,390	5,683,005
当期変動額			
剰余金の配当(注)	-	-	37,500
役員賞与(注)	-	-	30,000
別途積立金の積立(注)	-	-	-
当期純利益	-	-	27,961
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	4,606	4,606	4,606
当期変動額合計	4,606	4,606	34,931
当期末残高	19,997	19,997	5,648,074

(注)平成18年5月の定時株主総会における利益処分項目であります。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (a) 満期保有目的の債券
償却原価法
 - (b) その他の有価証券
 - 時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し
売却原価は移動平均法により算定しております。)
 - 時価のないもの・・・移動平均法による原価法
 - (c) 保管有価証券は商品取引所法施行規則第 39 条の規定により(株)日本商品清算機構が定めた充用価格によっており、主な有価証券の価格は次のとおりであります。

利付国債証券	額面金額の 85%
社債(上場銘柄)	額面金額の 65%
株券(一部上場銘柄)	時価の 70%相当額
倉荷証券	時価の 70%相当額
- (2) デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- 有形固定資産・・・定率法
 - 無形固定資産・・・定額法
- 自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法
- (4) 引当金及び特別法上の準備金の計上基準
- (a) 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。
 - (b) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。
 - (c) 役員賞与引当金
役員の賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。
 - (d) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額(自己都合による期末退職金要支給額の 100%)を計上しております。

- (e) 商品取引責任準備金
商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第 221 条の規定に基づき、施行規則に定める額を計上しております。
- (5) 営業収益の計上基準
- (a) 受取手数料
商品先物取引
商品取引所における約定日、又はこれに準じた一般に公正妥当な会計処理により計上しております。
- (b) 売買損益
反対売買により取引を決済したときに計上しております。
また未決済玉については時価による評価損益を計上しております。
- (6) その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
- (a) 消費税等の会計処理
税抜き方式を採用しております。
- (7) 重要な会計方針の変更
- (a) 役員賞与に関する会計基準の適用
当期より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成 17 年 11 月 29 日 企業会計基準第 4 号)を適用しております。これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ 20,000 千円減少しております。
- (b) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用
当期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成 17 年 12 月 9 日 企業会計基準第 5 号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成 17 年 12 月 9 日 企業会計基準適用指針第 8 号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。なお、従来の「資本の部」の合計に相当する額は、5,648,074 千円であります。

2. 貸借対照表等に関する注記

*1 イ. 預託資産

取引証拠金等の代用として次の資産を(株)日本商品清算機構へ預託しております。

投資有価証券	30,076 千円
合計	30,076

ロ. 分離保管資産

商品取引所法第 210 条の規定に基づいて日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産及び施行規則第 98 条の規定に基づく委託者資産保全措置額としては次のとおりであります。

保全対象財産額 7,447 千円

委託者資産保全措置額 970,500

- *2 商品先物取引事故に備えるため日本商品先物取引協会の「商品取引責任準備金の積立て等に関する規則」に基づいた預金であります。
- *3 委託者未収金のうち、発生から1年を経過した無担保のものは615千円であります。
- *4 委託者の未決済取引を期末に決済したと仮定して計算した委託者の売買損（売買益）相当額を、委託者に代わって㈱日本商品清算機構との間で受払精算された金額であります。この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定したうえで、各商品取引所ごとに合計して算出したものであります。
- *5 有形固定資産の減価償却累計額は161,784千円であります。
- 6 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 損益計算書に関する注記

- *1 受取手数料の内訳

商品先物取引	1,168,199	千円
合計	1,168,199	

- *2 売買損益の内訳

商品先物決済損益	193,215	千円
商品先物評価損益	15,805	
その他の売買損益	3,479	
合計	212,500	

- 3 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- 1 当期末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 6,000,000 株

- 2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当金(円)	基準日	効力発生日
平成18年5月26日 定時株主総会	普通株式	37,500	6.25	平成18年3月31日	平成18年5月26日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、効力発生が翌期となるもの

平成19年5月28日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次の通り決議している。

配当金の総額	150,000 千円
1 株当たり配当額	普通配当 6.25 円 記念配当 18.75 円
基準日	平成 19 年 3 月 31 日
効力発生日	平成 19 年 5 月 28 日
配当原資	普通配当 37,500 千円 (剰余金より) 記念配当 112,500 千円 (別途積立金取崩)

5 . 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	6,917 千円
未払事業税	1,490 千円
未払事業所税	1,121 千円
退職給付引当金	22,768 千円
商品取引責任準備金	33,173 千円
減損損失	21,111 千円
ゴルフ会員権評価損失	3,946 千円
繰延税金資産小計	90,529 千円
評価性引当金	25,057 千円
繰延税金資産合計	65,471 千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	13,719 千円
繰延税金負債合計	13,719 千円

差引：繰延税金資産の純額 51,752 千円

6 . リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産の他、各種コンピュータ、通信機器及び車両については、リース契約により使用しております。

7. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	941 円 35 銭
1 株当たり当期純利益	4 円 66 銭

監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表については、東京工業品取引所定款第 34 条第 7 項に基づく会計監査人の監査を受けております。

財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額 / リスク額 × 100]	1,095%
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額 / 資本金額 × 100]	1,909%
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本 / 資本金額 × 100]	1,882%
(d) 自己資本比率 [自己資本 / 総資産額 × 100]	85%
(e) 修正自己資本比率 [自己資本 / 総資産額 × 100]	106%
(f) 負債比率 [負債合計額 / 純資産額 × 100]	17%
(g) 流動比率 [流動資産額 / 流動負債額 × 100]	607%